

業務委託特記仕様書

第1条 総則

この業務委託は、契約書、設計図書及び特記仕様書によるほか、以下の仕様書に基づき実施しなければならない。

設計業務等共通仕様書（第1編 共通編）【令和7年3月 大分市契約監理課工事検査室】

設計業務等共通仕様書（第1編 共通編を除く）【令和8年4月 大分県農林水産部、土木建築部】

地質調査業務等共通仕様書（第1編 共通編）【令和7年3月 大分市契約監理課工事検査室】

地質調査業務等共通仕様書（第1編 共通編を除く）【令和8年4月 大分県農林水産部、土木建築部】

第2条 業務の目的

本業務は、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策ガイドライン及び同解説（平成27年5月）」および国土交通省が示している「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方（令和2年3月）」に基づき、『早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土』を選定し、優先度を設定することを目的とする。

第3条 業務内容

1) 調査対象

令和3年度および令和4年度に実施された第二次スクリーニング計画策定業務委託の結果により、第二次スクリーニングの優先度が高いと判断された盛土 40箇所 を調査対象とする。

2) 計画準備

業務体制、配置計画、業務工程及び業務実施方法等について記載した業務計画書を作成する。

3) 既存資料収集整理

本市の大規模盛土造成地について、第一次スクリーニング調査、第二次スクリーニング計画に関する報告書や大規模盛土造成地変動予測調査に関する法令やガイドラインに関する資料、開発行為許可申請書等を収集し、現地調査及び第二次スクリーニング優先度設定のための資料として整理する。

4) 現地踏査

【想定される被害形態】を分類するための調査及び「宅地地盤・擁壁・のり面の変状の有無」、「地下水の有無」、「盛土下の不安定な土層の有無」を現地踏査により確認する。

5) 早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の選定

現地踏査により得られた結果から、【想定される被害形態】毎に分類を行う。なお、過年度の成果

から、以下にそれぞれ対象箇所数を示す。

【想定される被害形態】

①すべり崩壊・すべり変形・・・37箇所(内11箇所は【擁壁倒壊・擁壁変形】重複判定数)

②擁壁倒壊・擁壁変形・・・14箇所(内11箇所は【すべり崩壊・すべり変形】重複判定数)

※①の盛土は、過年度の調査により湧水・滲水が確認されていない。

②の盛土は、過年度の調査により「擁壁の形状と構造が標準的でない盛土」を2箇所、
「擁壁の変状がある盛土」を1箇所確認している。

②擁壁倒壊・擁壁変形（当初対象箇所数：3箇所）

②－1 擁壁の健全度判定評価（現地調査）

想定される被害形態が『②擁壁倒壊・擁壁変形』の盛土について、「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」に基づき現地調査を行う。

②－2 擁壁の健全度判定評価（点検調書作成）

現地調査により得られた変状等の状況を帳票にとりまとめ、擁壁の健全度判定評価を行うとともに点検調書を作成する。なお、取りまとめる様式については、発注者と協議の上で決定するものとする。調査の結果、「健全度が低」と判定された盛土は、『早期に第二次スクリーニングを実施すべき優先度の高い盛土』とし、その他の盛土は、『経過観察』とする。

③法面点検（当初対象箇所数：2箇所）

③－1 法面点検（現地調査）

過年度の現地調査により法面変状が生じている盛土について、今後の経過観察も踏まえて「擁壁・法面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き」に基づいて法面点検を行う。

③－2 法面点検（点検調書作成）

現地調査により得られた変状等の状況を帳票にとりまとめ、点検調書を作成する。なお、取りまとめる様式については、発注者と協議の上で決定するものとする。なお、判定内容については、発注者と協議の上で決定するものとする。

6) 第二次スクリーニング調査優先度設定（当初対象箇所数：5箇所）

令和3、4年度の第二次スクリーニング計画および上記5)により得られた結果を基に、『早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土』を対象に第二次スクリーニング調査の優先度の設定を行う。優先度設定の方法については、地域特性を考慮し協議の上で決定するものとする。

7) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された資料を基に業務の方法、過程および結果等について記した報告書を作成する。

8) 照査

管理技術者は業務の主要段階において資料を照査技術者に提出し、照査技術者は照査を行う。

第4条 技術者の資格要件

照査・管理技術者の選任に必要な技術者の資格及び担当できる業務内容については、「照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表」及び「資格種類別担当業務内容一覧表」を参照のうえ選任すること。

なお、本業務においては、別添の資格種類別担当業務内容一覧表によるものとする。（第6段階）

土木コンサルタント業務内容	土質及び基礎
---------------	--------

第5条 業務計画書

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「休日等」という。））を除く）以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。

第6条 照査

- 1) 業務計画書作成時において、調査職員と協議のうえ照査計画を策定し提出すること。
- 2) 業務打合せ時には、管理技術者の確認を受け随時調査職員に報告するとともに、業務完了時には、調査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に交付すること。

第7条 貸与資料

本業務を行うにあたり、以下の関係資料を貸与するものとする。また、その他必要な資料は、協議の上で請求するとともに、貸与した資料について十分に確認し、手戻りの無いようにすること。

- ・ 令和3年度大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定業務委託の報告書
- ・ 令和3年度大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定（その2）業務委託の報告書
- ・ 令和5年度大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定業務委託の報告書
- ・ 都市計画法に規定される開発行為許可に関する資料
- ・ 宅地造成等規制法に基づく許可に関する資料

第8条 準拠すべき法令等

- 1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
- 2) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
- 3) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
- 4) 大規模盛土造成地の滑動崩落対策ガイドライン及び同解説（平成27年5月）【国土交通省】
- 5) 早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方（令和2年3月）
- 6) 宅地防災マニュアルの解説【宅地防災研究会】
- 7) 宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）【国土交通省】
- 8) 宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル【国土交通省】

9) 擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き（令和4年11月）

第9条 業務カルテの作成、登録

受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績報告システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の、「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信されるため別途提出の必要はない。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第10条 再委託

受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、調査職員の承諾を受けなければならない。

第11条 履行報告

受注者は、業務の履行にあたり、履行状況報告を作成し、調査職員に提出するものとする。提出時期については、調査職員と協議のうえ業務計画書において策定すること。

第12条 履行期間

本業務の履行期間及び納品場所は次のとおりとする。

履行期間：契約締結日の翌日から令和9年1月4日

納品場所：大分市 都市計画部 開発建築指導課 開発指導室

第13条 成果品

- 1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、協議で決定したファイルフォーマットで形成されたものを指す。
- 2) 成果品は、従来の成果品（紙ベース）1部に加えて、事前協議に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-RあるいはDVD-R）で2部提出する。特段の理由があり作成できない場合は、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

電子納品に対応するための措置については「大分市電子納品試行運用ガイドライン【委託編】」によるものとする。「大分市電子納品運用ガイドライン【委託編】」については、大分市ホームページ

ジ内 (<https://www.city.oita.oita.jp/o008/densinouhinguilines.html>) に掲載している。

- 3) 成果品の提出の際には、協議に基づく内容のファイルになっているか確認し、エラーがないことを確認した後に、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第14条 ウィークリースタンスへの取組み

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、大分県が HP で公表している「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

第15条 その他

- 1) 管理技術者は、設計書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- 2) 指示、承諾及び協議は原則として、書面によりこれを行うものとする。
- 3) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

第16条 土木設計業務等変更ガイドラインの適用

設計図書の変更等については、大分市土木設計業務等委託契約約款及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「大分市土木設計業務等委託契約における設計変更ガイドライン【土木】」によるものとする。

特記事項

1. 打合せ等

打合せは、業務着手時、中間打合せ 3 回、成果品納入時とするが、調査職員または受託者が必要と認めたときは中間打合せの回数を増やすものとする。

協議等打合せ時には、管理技術者が必ず同席すること。

2. 業務履行中の安全確保

調査実施にあたっては関係法規を遵守するとともに、共通仕様書等に基づき、作業中の安全に留意しなければならない。

3. 疑義

業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議すること。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第3 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第4 再委託

受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行うものとし、再委託（再委託先が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

なお、発注者の承諾を得て受注者が再委託する場合において、受注者は、適正な個人情報の取扱いのため、再委託先に対しこの特記事項を遵守させなければならない。発注者の承諾を得て再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

第5 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第6 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な方法により行わなければならない。

また、情報システム等を使用し個人情報を収集するときは、当該情報システム等にアクセスする権限を有する従事者の範囲と権限の内容を必要最小限にするとともに、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

第7 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第8 持ち出しの禁止

受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、受注者がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事務所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

第9 従事者の明確化

受注者は、この契約による業務に従事する者を明確にし、個人情報を取り扱う責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について記載した書類を提出しなければならない。

第10 従事者への監督及び教育

受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

第11 従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

第12 事故報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

第13 資料等の返還及び消去

受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

第14 契約の解除及び損害賠償

発注者は、受注者が法令に違反していると認められるとき、又はこの特記事項に違反していると認められるときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

第15 報告義務

受注者は、この特記事項の遵守状況及び委託業務の履行状況について発注者に対して定期的に報告しなければならない。

第16 検査

発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、受注者及び再委託先等関係者に対し、取り扱っている個人情報の状況について随時検査することができる。

照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表

業 種	業 務 内 容	有 資 格 者
測量業務	測量一般	◎測量士
	地図の調整	
	航空測量	◎測量士補（照査技術者不可。段階 5 適用の場合は管理技術者可。）
土木コンサルタント 業 務	河川・砂防及び海岸・海洋	◎技術士 （段階 6：選択科目が「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） （段階 5：技術部門及び選択科目が「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。）
	港湾及び空港	
	電力土木	
	道路	
	鉄道	
	上水道及び工業用水道	◎R C C M （専門部門別で可。）
	下水道	
	農業土木	
	森林土木	◎認定技術管理者（注 5）
	水産土木	
	廃棄物	
	造園	
	都市計画及び地方計画	
	地質	
	土質及び基礎	
	鋼構造及びコンクリート	
	トンネル	
	施工計画、施工設備及び積算	
	建設環境	
	機械	
	電気電子	
	その他	
地質調査業務	地質調査	◎技術士 （段階 6：選択科目が「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） （段階 5：技術部門及び選択科目が「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。）
		◎R C C M （専門部門が「地質」「土質及び基礎」に限る。） ◎地質調査技士 ◎認定技術管理者（注 6）

- （注） 1. 照査技術者と管理技術者はこれを兼任できないが、他の業務との兼任はできる。
2. 予定価格が 1 0 0 万円未満の「測量業務」については照査技術者の選任を要しないが、この場合の管理技術者は測量士でなければならない。
3. 各発注機関がより高度な技術力を要すると判断した業務等については、必要な資格を選定し、随時に「特記仕様書」に明記するものとする。
4. 予定価格 1 0 0 万円未満の業務のうち、発注者が軽微な業務と判断したものについては、段階 5 を適用できるものとする。
5. 建設コンサルタント登録規程（昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 7 号）第 3 条第 1 号ロに規定する認定を受けた者。
6. 地質調査業者登録規程（昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 8 号）第 3 条第 1 号ロに規定する認定を受けた者。

資 格 種 類 別 担 当 業 務 内 容 一 覧 表 （第6段階）

資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測 量		土 木 コ ン サ ル タ ン ト																	地質調査						
			測量一般	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	地質調査		
測量士			◎	◎	◎																							
測量士補																												
技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力伝達、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																					◎		△			
		電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																						◎		△		
		建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る			◎																					△		
		建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				◎																				△		
		建設一般及び電力土木とするものに限る					◎																			△		
		建設一般及び道路とするものに限る						◎																		△		
		建設一般及び鉄道とするものに限る							◎																	△		
		建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る																◎	◎							△		
		建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る																		◎						△	◎	
		建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																			◎					△		
		建設一般及びトンネルとするものに限る																				◎				△		
		建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																					◎			△		
		建設一般及び建設環境とするものに限る																					◎			△		
		上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									◎															△		
		上下水道一般及び下水道とするものに限る										◎														△		
		農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る											◎													△		
		森林一般及び森林土木とするものに限る												◎												△		
		水産一般及び水産土木とするものに限る													◎											△		
		情報工学一般とするものに限る																							◎		△	
		応用理学一般及び地質とするものに限る																		◎						△	◎	
		衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																			◎					△		
	機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力伝達、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																						◎		△		
		電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																							◎		△	
		河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎																				△		
		港湾及び空港とするものに限る					◎																			△		
		電力土木とするものに限る						◎																		△		
		道路とするものに限る							◎																	△		
		鉄道とするものに限る								◎																△		
		都市及び地方計画とするものに限る																◎	◎							△		
		土質及び基礎とするものに限る																		◎						△	◎	
		鋼構造及びコンクリートとするものに限る																			◎					△		
		トンネルとするものに限る																				◎				△		
		施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																					◎			△		
建設環境とするものに限る																					◎			△				
上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る									◎	◎													△				
農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る											◎												△				
森林部門	森林土木とするものに限る												◎											△				
水産部門	水産土木とするものに限る													◎										△				
情報工学部門	特定なし																						◎		△			
応用理学部門	地質とするものに限る																	◎						△	◎			
衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																		◎					△				
R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋					◎																			△			
	港湾及び空港						◎																	△				
	電力土木							◎																	△			
	道路								◎																△			
	鉄道									◎															△			
	上下水道及び工業用水道										◎														△			
	下水道											◎													△			
	農業土木												◎												△			
	森林土木													◎											△			
	水産土木														◎										△			
	造園															◎									△			
	都市計画及び地方計画																◎								△			
	地質																		◎						△	◎		
	土質及び基礎																				◎				△			
	鋼構造及びコンクリート																					◎			△			
	トンネル																						◎		△			
	施工計画、施工設備及び積算																						◎		△			
	建設環境																							◎		△		
	機械																								◎		△	
	電気電子																									◎		△
廃棄物																									△			
地質調査技士																								△		◎		
認定技術管理者																												

「◎」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。

「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。

「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。

積算条件説明書

【単価関係】

本設計書の単価適用日は令和8年6月15日としている。なお土木工事積算単価は大分県H.Pで公表している。
(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tanka.html>)

【見積徴収等による業務歩掛】

本委託における下記業務は、設計・調査・測量業務積算基準及び標準歩掛に掲載が無いため、徴収した見積歩掛により予定価格を算出している。本業務で見積り徴収した採用歩掛は下記のとおりである。

・ 第二次スクリーニング早期実施盛土選定業務委託 (1式あたり)

	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
計画準備	1.0	1.0	0.5		
既存資料収集整理		0.5	2.0	2.0	2.0
合計	1.0	1.5	2.5	2.0	2.0

(10箇所あたり)

	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
現地踏査		0.5	4.0		4.0
第二次スクリーニング 調査優先度設定		0.1	2.0		2.0
合計		0.6	6.0		6.0

(1箇所あたり)

	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
擁壁の健全度判定評価 (現地調査)			0.34		0.34
擁壁の健全度判定評価 (点検調書作成)		0.1	0.34		0.34
法面の危険度判定評価 (法面点検)			0.5		0.5
法面の危険度判定評価 (点検調書作成)		0.1	0.5		0.5
合計		0.2	1.68		1.68

(1業務あたり)

	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
報告書作成	0.5	1.5	2.5		2.5
照査	1.0	1.0		1.0	
打合せ協議 (中間3回)	2.5	2.5	2.5		
合計	4.0	5.0	5.0	1.0	2.5